

【神戸市 処遇改善等加算Ⅱ 研修修了要件に係るQ & A】（幼稚園・認定こども園）

別紙3

No.	内容	問	答
1-1	研修修了の認定	マネジメント研修については、中核リーダーのみ認められるのか。専門リーダーでは認められないのか。	マネジメント研修は、中核リーダーに限り有効です。 （内閣府通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」） ただし、令和元年度までに受講した研修に限り、いずれの職種においても修了すべき研修時間に算入できます。
1-2	研修修了の認定	証拠書類の写しの提出を求めることがあり、適切に管理してくださいと記載があるが、園はどのように管理したらよいか。	園でコピー等を取っていただき、証拠書類を保存するようにしてください。
1-3	研修修了の認定	神戸市私立幼稚園連盟が実施している新任研修は、加算に係る研修として扱ってよいか。	県が適当と認める幼稚園関係団体が実施する研修のため、加算に係る研修として扱えます。
1-4	研修修了の認定	証拠書類の⑦「研修ハンドブック」について、研修修了はどのように確認すればよいか。	研修修了時に配布されているスタンプシールで確認ください。
1-5	研修修了の認定	（令和5年1月16日兵庫県要領改正により追加） 研修ハンドブックの受講完了を示すスタンプシールがない研修は、どのように扱うのか。	各幼稚園等の園長または施設長が、「研修受講記録」（様式4）により、研修内容及び該当者が当該研修を修了したことを確認した上で証明する研修を認めます。「研修受講記録」（様式4）は市が提出を求める場合があるので、適切に管理してください。
1-6	研修修了の認定	（令和5年1月16日兵庫県要領改正により追加） 大学等が実施する研修において、修了書が発行されない研修は、どのように扱うのか。	各幼稚園等の園長または施設長が、「研修受講記録」（様式4）により、研修内容及び該当者が当該研修を修了したことを確認した上で証明する研修を認めます。「研修受講記録」（様式4）は市が提出を求める場合があるので、適切に管理してください。

No.	内容	問	答
1-7	研修修了の認定	2 ページ目の下部、「幼稚園の職員は、乳児保育分野を修了すべき研修時間に参入することはできません。」と記載があるが、幼稚園の職員という部分は、施設の種別で判断するのか。それとも職員の乳児・幼児への対応状況ごとに判断すればよいのか。	(兵庫県回答) 施設の種別で判断してください。保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園は該当しませんので、乳児保育分野を修了すべき研修時間に参入することができます。
1-8	研修修了の認定	幼稚園・認定こども園から保育園に職員が異動した場合、研修修了の考え方の違いはどうなるのか。	幼稚園又は認定こども園に勤務し、幼稚園等の修了要件を満たしている職員が、保育所等に勤務することになった場合、研修に係る要件を満たすものとして取り扱われます。ただし、できる限り速やかに必要な研修を受講することを促すこととされていますので、キャリアアップ研修の受講を促してください。(令和3年9月2日付内閣府通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」参照)
1-9	研修修了の認定	様々な研修修了要件を満たす研修があるが、どの研修を受講すればよいか。	処遇改善等加算Ⅱは専門性の向上につながる研修を受講を促すものですので、本市が委託している私立保育園連盟の実施するキャリアアップ研修の受講をお勧めします。
1-10	研修修了の認定	(令和5年1月16日付兵庫県要領改正により追加) マネジメント分野の算入はどのように考えればよいか。	令和2年度、令和3年度のマネジメント分野は、中核リーダー・副主幹保育教諭・専門リーダーに限り、修了すべき研修時間に算入することができます。 令和4年度以降のマネジメント分野は、中核リーダー・副主幹保育教諭に限り、修了すべき研修時間に算入することができます。
1-11	研修修了の認定	マネジメント分野の受講が必須とされるのは、どの役職の職員なのか。	中核リーダーです。

No.	内容	問	答
1-12	研修修了の認定	マネジメント分野の受講が必須とされる役職の職員は、最終的に何時間の研修を受講しなければならないのか。	マネジメント研修を含んで60時間以上の研修を修了する必要があります。
1-13	研修修了の認定	研修が修了したとされるのは、修了証書が発行された日なのか。	修了すべき研修の受講が完了した日です。 例) 12時間の研修を7月31日までに修了済で、3時間の研修を8月1日に修了した場合は、8月1日を研修が修了した日として取り扱えます。
2-1	園内研修	園内研修の講師について、大学等に属する者とあるが、非常勤の講師でもよいか。	問題ありません。
2-2	園内研修	園内研修の講師について、幼稚園免許状更新講習の講師は認められるか。	問題ありません。
2-3	園内研修	園内研修はいつまで遡れるのか。	年度の要件はないので、証拠書類があれば加算に係る研修として扱えます。
2-4	園内研修	園内研修は冬休み等長期の休み期間中に実施した研修でもよいか。	問題ありません。
2-5	園内研修	幼稚園の職員や認定こども園の職員が大学で非常勤講師を務めている場合、園内研修の講師として認められるか。	大学等に属しているということが分かるのであれば、問題ありません。
3-1	様式記入	管理表（様式2）の記入について、修了年月日はいつの日付にすればよいか。	修了証書に記載されている修了年月日を記入してください。